第7章 プランの推進体制

### (1) プランの周知

本プランの内容を広く市民や関係者へ周知するため、広報はだの、市のホームページへの掲載や、各事業やイベントなどにおいて周知します。

# (2) 推進体制

食育の分野は多岐に渡っていることから、家庭、関係機関、関係団体、 地域、行政等の関係者が共通した認識を持ってそれぞれの役割を果たし、 引き続き連携して取り組んでいくことが必要です。食育推進委員会や食育 推進庁内会議等を通じ、総合的に推進していきます。

#### 食育推進委員会

プランの推進状況等を評価するため、食育推進関係や医療関係等団 体、教育関係者、公募市民、学識経験者等で組織する委員会を設置し ています。

### 食育推進庁内会議

情報の共有やプランの推進に向けた協議を行うため、庁内の関係課 で組織する会議を設置しています。

# (3) 進行管理

プランの基本理念や基本目標達成のため、施策ごとに設定した取組内容について毎年現状を把握し、食育推進庁内会議において進捗状況等の確認及び評価をします。その結果を食育推進委員会に報告して意見を求め、必要な見直しと改善を図ります。

なお、計画の中間年度である令和5年度に中間評価、令和7年度には最 終評価を行います。